

治 癒 証 明 書

久米島町立比屋定小学校

年 氏 名

疾 病 名

上記の児童は病気が治癒しており他への伝染もなく
登校してよい事を証明します。

平成 年 月 日

病院名

医師名

 印

主な学校感染症の種類及び出席停止期間

下記の病気は、学校保健安全法第19条により、感染している疾病の早期の回復と他の児童生徒への伝染を防止する意味から出席の停止を指示します。

早めに専門医でみてもらい、完治したら治癒証明書を学校に提出して下さい。但し、インフルエンザに関しては別紙（回復届出書）に保護者が記入して、学校に提出をお願いします。

「出席停止」の期間は下記の通りです。

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発生した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他伝染病	

* 第二種と第三種の感染症は学校において流行を広げる可能性が高い感染症です。